

会津若松市集会所整備事業補助金（エアコン整備）の概要

1 趣旨・目的

町内会活動の拠点である集会所へのエアコン設置を予定している町内会に対し、省エネルギー性能の高い空調（冷暖房）設備である、エアコンの設置に対する補助金を交付し、稼働時における電気料金の負担軽減及び、暖房時における灯油使用量の減（二酸化炭素排出量の削減）によるゼロカーボンシティの推進と、年間を通した安全かつ快適な町内会活動環境の整備を図る。

2 補助内容

(1) 補助率及び補助上限額

- ①補助率は従来の「集会所整備事業※1」にあわせ、経費の30%とする。
※1「備品」としてではなく、空調「設備」として位置付け。

②上限額

設置する部屋の広さ	20 畳まで	70,000 円
	20 畳を超える	120,000 円

(2) 要件等

- ① 整備するエアコンは、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率が100%以上の製品※2とする。
② 整備するエアコンは新品（未使用品）とし、リース品、レンタル品は対象外とする。
③ 既設エアコンの修繕は補助の対象外とする。

※2「省エネ基準達成率100%以上」の製品

省エネ基準達成率は、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づき定められた製品ごとに設定され、省エネ性能の目標基準値をどの程度達成しているかを示す指標であり、この指標をクリアした製品であることを要件とすることで光熱費の負担軽減はもとよりゼロカーボンシティの推進を図っていく。

【確認方法】

- ・カタログなどの統一省エネラベル（下図）
- ・経済産業省 資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイトの各メーカーの製品情報



参考：ラベルの星の数は、市場における省エネ性能の高いものを表示している。

(3) その他（補助の制限からの除外 要綱第4条関係）

すでに補助金の交付を受けて整備した集会所については、補助金交付年度の翌年度から起算して10年間は、補助の対象外としているが、空調設備（エアコン）の整備については補助の対象とする。